ハ　船主相互保険組合
ニ　火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会
ホ　損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百二十八条各号に掲げる保険契約及び少額短期保険業者が保険者となる保険契約に係る保険募集に限る。）
ヘ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関
二　自動車損害賠償責任共済に関すること。
三　自動車損害賠償責任保険審議会の庶務に関すること。
3　損害保険・少額短期保険監督室に、室長を置く。
第十八条第一項中「主任証券調査官十二人」を「主任証券調査官十四人」に改め、「情報技術専門官一人」の下に「、主任国際専門調査官一人」を加え、同条第十六項中「情報技術専門官」の下に「、主任国際専門調査官」を加え、同条第十七項中「、情報技術専門官及び国際専門調査官」を「及び情報技術専門官」に改め、同条中第二十項を第二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加える。
20　主任国際専門調査官は、命を受けて、犯則事件の調査を実施し、及び国際専門調査官の行う事務を整理する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○経済産業省令第三十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第二号、第二十二号及び第二十三号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月一日

経済産業大臣　二階　俊博

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中に次の一号を加える。

十六　冷房能力が二十八キロワットを超えるもののうち、分離型であつて一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもの（各室内機を個別に制御するものに限る。）以外のもの

第四十八条に次の二項を加える。

20　令第二十一条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。

一　インターネットプロトコルのパケットを伝送交換しないもの

二　インターネットプロトコルのパケットを送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき二百メガビットを超えるもの（第六号に掲げるものを除く。）

三　非同期転送モードを用いるための装置を容易に取り外すことができないもの

四　電力線に十キロヘルツ以上の高周波電流を重畳する機能を有するもの

五　電気通信信号を送受信するための接続口のうち音声を送受信するためのもの（インターネットプロトコルを用いるものを除く。）の数が三以上のもの

六　インターネットプロトコルのパケットを無線で送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき百メガビットを超えるもの

七　人工衛星を利用する機能を有するもの

八　直交周波数分割多重方式により、五十三以上の副搬送波を多重化して送信する機能を有するもの

九　仮想閉域網を設定する機能を有するもの

十　電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの

21　令第二十一条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。

一　イーサネットのフレームを伝送交換しないもの

二　インターネットプロトコルのパケットを伝送交換するもの

三　電気通信信号を送受信するための接続口のうち二線式の接続方式を用いるものの数が半数以上のもの

四　筐体及び電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの

五　電気通信信号を無線で中継する装置を制御するためのもの

六　主に電力を供給するためのものであつて経済産業大臣が定めるもの

別表第五エアコンディショナー（家庭用品品質表示法施行令別表第三号（七）のエアコンディショナーを除く。）の項中に次の一号を加える。

四　通年エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房負荷及び暖房負荷をワット時で表した数値の和を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房消費電力量及び暖房消費電力量をワット時で表した数値の和で除して得られる数値

別表第五に次のように加える。

十六　ルーティング機器	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値
十七　スイッチング機器	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した伝送速度をギガビット毎秒で表した数値で除して得られる数値

附　則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

告　示

○経済産業省告示第二百二十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

平成二十一年七月一日

経済産業大臣　二階　俊博

ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第22号に掲げるルーティング機器（以下「ルーター」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するルーターのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分名ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる数値（区分名がCのものにあっては、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率(同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を出荷台数により加重平均した数値)を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率又はその算定式
	WAN側インターフェースの種別	LAN側インターフェースの種別	区分名	
A	イーサネットのみのもの	イーサネットのみのもの	A	4.0
B		イーサネットであってVoIP付きのもの	B	5.5